

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和5年2月13日	株式会社富山市場輸送 (法人番号3230001005063) 代表者渡邊清隆	富山県富山市婦中町萩島314	本社営業所	富山県富山市掛尾500	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項	令和4年6月8日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(8)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(9)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	7	7
一般貨物	令和5年2月15日	野手建設運輸有限会社 (法人番号3230002010112) 代表者野手弘	富山県小矢部市福上6	本社営業所	富山県小矢部市和沢483、484	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年12月2日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	0	0
一般貨物	令和5年2月24日	株式会社テスコ商運 (法人番号9110001003395) 代表者若月正則	新潟県新潟市北区太郎代2022番地58	本社営業所	新潟県新潟市北区太郎代2022番地58	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和4年10月5日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)	2	2
一般貨物	令和5年2月24日	三杉運送株式会社 (法人番号4220001016969) 代表者力山藤雄	石川県珠洲市三崎町二本松い部27-2	本社営業所	石川県珠洲市三崎町二本松い27-7	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項	令和4年11月22日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1～3項)(6)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。